

テーマセッション

◆ ビジネスにおける知財リスクの緩和 ◆

【セッションの内容】

- 幹事分科会：ビジネスと知的資産・知財法研究分科会
- パネリスト
 - 1) 寺本 振透：【九州大学大学院法学研究院 教授】
 - 2) 中島 淳：【太陽国際特許事務所所長、工学院大学客員教授、静岡大学客員教授、弁理士、博士（工学）】
 - 3) 遠山 勉（モデレータを兼ねる）
：【株式会社知財ソリューション代表、秀和特許事務所顧問、
（株）キングジム社外監査役、弁理士・特定侵害訴訟代理登録】
 - 4) 他

内容

- ビジネスにおける知財リスクを緩和する ～権利買い取りによる知的財産権紛争収束の合理性を検討する～

知財の活用が叫ばれる一方、特に米国を中心として、一時パテントトロールと称して問題視された Non Practicing Entity による権利行使も活発化し、Practicing Entity にとっては大きなビジネスリスクとなっている。グローバルなビジネス環境下においては、我国においても、このようなリスクに対し、何らかの対応が必要であると思われるが、特許権を財産権として認める以上は、その価値の把握が人によって異なることに着目して arbitrage する事業者が出現することは当然のこととして受け入れる他はない。産業の発達を阻害する可能性のある権利行使への対応策に関する調査研究報告書（平成21年3月知的財産研究所）

<http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/chousa/pdf/zaisanken/200200a11.pdf>

などでは、権利行使制限等なども検討してはいるが、事の本質は、特許権の財産権としての意味付けを損なわないようにしつつ、発明の活用を損なわないようにすることにあることは、同報告書も、穏便な表現を採用しつつも指摘するところである。特許制度の本来の目的が、発明を他に先んじて実施する者の先行投資の回収にあるとするなら、当該特許の価値に見合った資金が少なくとも回収されるべきであるから、事の本質は、知的財産権の価値にあるといっても良いかもしれない。そのような観点から、セッションでは、Non Practicing Entity による権利行使に対する対応策を、彼らの行為自体の経済的な意味を認めつつ考えることをメインに、知財制度の在り方に言及する。

寺本教授による講演（60分）の後、会場参加者含めセッションを行う。

テーマセッション

◆ ビジネスにおける知財リスクの緩和 ◆

【略歴】

寺本 振透：【九州大学大学院法学研究院 教授】

- 1985年 東京大学法学部第一類卒業
- 1993～1994年 アリゾナ州立大学ロースクール 客員研究員
- 1994～1996年 道家寺本法律事務所 パートナー
- 1996～2000年 寺本法律事務所/寺本合同法律事務所
- 2000年～ 西村あさひ法律事務所
- 2006～2007年 東京大学大学院法学政治学研究科 特任教授(21世紀COEプログラム)
- 2007～2010年 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科法科大学院 教授
- 2010年～ 九州大学大学院法学研究院 教授

中島 淳：【太陽国際特許事務所所長、工学院大学客員教授、静岡大学客員教授、
弁理士、博士（工学）】

- 1969年 工学院大学機械工学科卒業
- 1969～1975年 開発者として自動車関係企業に勤務
- 1975～1981年 弁理士として特許事務所に勤務
- 1981年 特許事務所開設 現在に至る
- 2002年 工学院大学大学院博士後期課程電気電子工学専攻修了 博士（工学）
- 2002～2004年 総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会委員
- 2007～2008年 日本弁理士会会長
- 2011～2013年 知財戦略本部本部員
- 現職 特許業務法人 太陽国際特許事務所 所長
工学院大学客員教授、静岡大学客員教授を兼任

遠山 勉：【株式会社知財ソリューション代表、秀和特許事務所顧問、
(株)キングジム社外監査役、弁理士・特定侵害訴訟代理登録】

- 1978年 中央大学法学部法律学科卒業
- 1987年 東京理科大学工学部第2部電気工学科卒業
自動車部品メーカー、特許事務所を経て
- 1983年 弁理士登録
- 1984年 佐藤・遠山特許事務所（秀英国際特許事務所）を設立
- 1998年 合併で、秀和特許事務所共同設立
- 2004年 特定侵害訴訟代理人登録
- 2005年 株式会社知財ソリューションにて知財経営コンサルティング事業開始
- 2013年4月より中央大学理工学部兼任講師

以上